

第 3 回専門小委員会における
地方六団体に対する追加質問及び回答

全国知事会・全国市長会・全国町村会

- 国と地方の協議の場は、六団体代表と大臣による協議ですが、新型コロナ対応という非平時においては機能しないのではないかという疑問について、どのように考えますか。とりわけ非平時においては、六団体ではなく緊急事態の発生した地域の代表と国との協議を設置することが必要に思えますが、そうした構想について、お考えがあればお聞かせください。（牧原委員）

（熊本地震の際、国の現地対策本部において各府省の局長・審議官級の幹部職員9人が派遣され（「K9」と呼ばれた）、K9と熊本県の幹部が毎日定例的に会議を開いていた、「K9会議」がその例になると思われます）

【回答】

＜全国知事会＞

非平時において、危機の生じている個別具体の地域に個別具体の対策を検討するに当たっては、当該地域にリアルタイムに生じている事象を関係者が的確に把握・共有し、対策を協議することが重要であり、この観点からご指摘の「緊急事態の発生した地域の代表と国との協議」の設置は重要な視点であると考えている。

同様の問題認識に立ち、今後検討が予定されている感染症対応に係る国の司令塔機能の強化の検討に当たっては、マクロの全国データではなく、現場で生じているリアルタイムの事象や知見を対策立案機関（国）が直接吸収した上で、対策の立案を行い、又は実行に向けて、その横展開を図ることができる仕組み等を構築すべきと考えている。

一方で、全国的に感染が広がった新型コロナウイルスのように一部の地域にとどまらず全国的な対応を行う場合、災害対応であっても特定地域の初動対応のみならずその後全国の防災対策や避難者支援、復興政策に影響するような政策を検討する場合には、全国の地方公共団体間の連携を図り、各個別地域の意見を取りまとめる必要があり、全国知事会等の地方六団体の役割は引き続き重要である。例えば、全国知事会では「新型コロナウイルス緊急対策本部会議」を開催し、その議論を関係大臣に直接意見することを通じ、様々な全国政策を具体化してきた経緯がある。こうした観点から、非平時においても、国と地方の協議の場も引き続き重要な意義があるが、ご指摘のとおり技術的に当事者性の高い全国知事会や感染集中地域の長などを中心とした国と地方のパートナーシップを図る仕組みは有効だと考える。

なお、平時、非平時に限らず、情勢変化の激しい今日では、様々な政策課題に関して、国と地方が率直に意見交換し共同して政策形成を行う基盤を構築する等、例えば「国と地方の協議の場」の分野別分科会を設置することも含め、よりパートナーシップを強化し課題解決を図る枠組みについては不断の検討が必要であると考えている。

<全国市長会>

「国と地方の協議の場」は、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づき、総理はじめ関係大臣と地方六団体代表者が、意見交換を通じて協議を調わせる場である。法律上、開催回数を「協議の場」に諮ること、協議事項を事前に提示することとされており、新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年3月以降、協議事項として設定している。

法定の「協議の場」以外にも、大臣等からの申し出あるいは地方からの申し出により、個別のテーマごとに協議や意見交換を行っており、新型コロナウイルス感染症対策についても、総務大臣やワクチン接種担当大臣等との意見交換を行っている。

このように、様々な課題に対し、国と地方が共同して成果につなげるよう、法定の「国と地方の協議の場」と多様な協議や意見交換等を柔軟に組み合わせているものと理解している。今後とも、住民福祉の向上に向け、国と共に効果的な政策をつくり、実行していくことが望ましいと考える。

<全国町村会>

- 「国と地方の協議の場」は、地方六団体代表が総理はじめ関係大臣と地方が抱えている現下の課題や地方財政対策等に関する意見交換を行い、一定の成果を得るなど、重要な役割を担っている。このことは平時・非平時を問わないと考えている。
- このほか、法律に基づく協議の場ではないが、個別の案件で本会会長あるいは町村長代表が大臣等と直接議論する場として、直近では「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」や35人学級への定数改善の課題等を議論する「今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場」などがある。

さらに、新型コロナウイルス感染症に係る非平時の対応としては、重要案件であるワクチン接種の進め方等に関して、総務大臣やワクチン接種担当大臣等との意見交換をWEB開催も含め、適時に開催し、町村現場の切実な訴えや意見を政策に反映してきた経緯もある。

また、大規模災害等の緊急時には、当然のことながら、関係被災自治体と大臣等政務を含む関係省庁との意見交換・協議は早急に随時行われているところである。(近年は、プッシュ型も含め格段に国と地方で密接に行われるようになってきている。)

このように、テーマごと、あるいは非平時の対応としても、国との意見交換・協議は必要な場面でその都度行われており、それぞれ成果をあげているところである。

なお、コロナ禍を契機として、現在はWEB方式も頻繁に活用され、これまでより格段に意見交換がしやすくなっており、機動的な国との意見交換・協議ができているものと考えている。この点は、与党をはじめ国会各党からのヒアリングや意見交換、要請活動についても、同様のことがいえる。

- 法定の「国と地方の協議の場」とこうした協議や意見交換等を柔軟にうまく組み合わせ、課題解決に向けて、国・地方が実質的な議論ができる場が更に広がっていくことは望ましいものと考えている。
- ご質問の、六団体ではなく緊急事態の発生した地域の代表と国との協議を設置することの必要性については、現在でも、自然災害・特殊災害を含め関係地域の代表と国（関係省庁）との意見交換・協議は随時行われているものと理解している。加えて、これら自然災害・特殊災害等緊急事態については、例えば、熱海の土砂災害に起因した全国的な法制度創設にみられるように、当該発生地域だけでなく、全国的にも影響を与える重要課題であることも多く、本会や全国市長会、全国知事会も随時に意見交換や要望活動を柔軟に行っているところであり、あえて、このことに特化した協議のルール化は必要ないものとする（一方で、むしろ一律にルール化することにより、形式的な議論に終始し、実質を伴わないものになってしまう懸念も内在していることを指摘しておきたい）。
- 適切に制度やシステムが対応できるためには、自治体の事情を可能であれば類型的に把握し、さらにそれからこぼれる事情を個別対応することができる枠組や手続を、自治体との対話を通じて形成していく必要があると感じています。

その一つの試金石として、令和3年の個人情報改正における自治体の個人情報保護ルールの共通化があると考えています。①全自治体のアンケートを採って全体を把握し、②法律で共通ルールを定めつつ条例制定事項を定め、かつ国・地方の役割を明記し、③さらに条例改正などの対応について、ガイドラインの策定など情報提供・技術的助言を国から自治体に行っているところですが、この個人情報改正から施行に至るプロセスをどのように評価され、どのような改善点があるとお考えでしょうか。また、この件を踏まえて、今後、システムの標準化・共通化などに関する地方と国の対話のあり方について、ご提案等が具体的にあれば、ご教示ください。（宍戸委員）

【回答】

<全国知事会>

改正法に基づく各地方自治体での条例改正等の対応に当たっては、地方自治体と国との間で質疑応答を行い、その内容をガイドラインやQ&A等に反映するなどの取組を行っており、国は改正作業に必要な助言を行っている。

引き続き、国として、地方自治体に対して、改正法施行を見据えた丁寧な説明及び助言を行うとともに、改正法が許容する上乗せ・横出し条例の具体的な事例や改正後の条例について、随時、情報提供するなど、円滑な改正法施行を図るべきである。

また、国においては、標準化基本方針や標準化基準等の作成に当たり、地方自治体から意見を聴取するとともに、デジタル改革共創プラットフォームを活用し対話を行うこととされており、地方自治体の意見を反映する仕組みが定められており、その運用が適切

になされるかが重要である。

各種ルールの設定やスケジュール等の調整に当たっては、地方自治体には様々な規模の団体があること、多様な実情・考え方があることをきめ細かく把握し、最大限地方の意見を尊重することを基本として、現場の実情に即して、議論の過程・結果を透明化・可視化を図りつつ、国と地方との協働による適切な個人情報保護が各地で実現できるよう、新たな国・地方のパートナーシップのモデルとしていくべきである。

<全国市長会>

今回の個人情報改正のプロセスについては、重要な制度改革に当たっての国と地方の対話のあり方として、丁寧かつ有意義な事例であると評価している。今後とも、地方自治に影響を及ぼす政策の企画及び立案並びに実施に当たっては、国において、市町村の実情や意見をきめ細かく聴取し、反映していただきたい。

<全国町村会>

- 個人情報保護法の改正については、当初、地方側と国の所管事務局レベルにおいて、議論の方向性等に係る認識や考え方の不一致等により一部混乱が生じ、その後、総務省にもご協力をいただき、協議調整が進められた経緯があり、その後の施行に至るプロセスにおいては、概ね問題はなかったと評価している。

以上のことから、まずは地方側と国の事務局レベル間の丁寧な意見のすりあわせが大事であるが、その大前提として、国において政策実行の最前線の現場の実態を正しく理解していただくことへの不断の努力が不可欠であることを強調したい。このことをベースに置き、国の幹部職員と首長等の上位レベルで協議を行い、その成果を政策に反映していくことが大切である。このような姿勢はすべての政策分野に共通して言えるものである。

- システムの標準化・共通化について、本会ではかねてから国等に対し、早期に的確な情報提供を行うことと、やむを得ない事情により令和7年度までに標準システムに移行できない町村が不利益を生じないようにすることなどを要望してきた。

システムの標準化・共通化や標準システムへの移行といった、自治体現場に大きな影響を及ぼす政策を進める際は、国の方針を一方向的に押しつけるのではなく、移行に伴う負担や移行可能な時期など、それぞれの自治体で異なる事情に十分配慮し、現場の声を丁寧に聞いて、納得のいくかたちで進めていただくことが何よりも重要である。

本会としても国の動向等を注視し、引き続き現場の声を訴えていく所存である。

- 不足する専門人材のプールについて、国や都道府県も重要ですが、人材バンクなどの制度を設計する上で、知事会・市長会・町村会が一定の役割を果たすことも可能ではないかと思われませんが、今後対策を講じる予定はないでしょうか。(牧原委員)

【回答】

＜全国知事会＞

近時、全国知事会は人材バンク機能の強化を進めてきた。東日本大震災をはじめ、相次ぐ大規模災害に対しては、全国知事会が調整役となり、各都道府県から被災県に対し、数多くの専門職を派遣してきたところであり、新型コロナウイルス感染拡大においても、全国知事会が調整役となり、看護師をはじめとする一定の医療専門人材の広域融通調整を行った。

引き続き、新たな災害等の有事に対応できるよう、全国知事会としても専門人材の広域的な確保・調整を図っていく。

＜全国市長会＞

既に感染症応援派遣のスキームに加わり、一定の役割を果たしているところ。なお、市政に関する国と地方の連絡調整を行うという本会の性格を鑑みると、制度設計をする上で一定の役割を果たすのは難しく、今後の役割については、まず、国において主体的に検討していただきたい。

＜全国町村会＞

- 専門人材バンクのような制度設計に執行三団体が関与することについては、三団体の共通認識の形成が大前提となるが、現時点で検討は行っていない。

なお、「専門人材のプール」の意味は、派遣可能な外部民間人材の登録なのか、地方自治体の公務員の中から、専門人材としての登録可能な者を一定数確保しておくことなのか、あるいはそれ以外のやり方があるのか定かでないが、どういった専門分野かにより違って来るようにも思われる。

- ご質問の趣旨とは異なるが、災害時の被災市町村からの求めに応じて応援職員を派遣する総務省の「応急対策職員派遣制度」や「中長期職員派遣制度」では、全国知事会、全国市長会とともに本会も連絡調整の役割を担っている。

国と都道府県・市町村との連絡調整は、地方六団体の本来の機能であるが、経常的な専門人材の派遣について実施主体になることは、全国町村会としては難しいものと考えている。

- コロナ禍における国と地方の役割分担が不明確との意見が多く出てきていますが、時間経過との関連も多くあると思いますが、国との窓口を主に担ってきた都道府県において、①感染の初期段階、②感染の拡大期、③緊急事態宣言あるいはまん延防止等重点措置の発出後、④③の解除後など、時系列別にどのような問題点があったか、ご教示ください。（市川会長）

【回答】

＜全国知事会＞

全ての段階において、基本的対処方針により画一的な感染対策が定められるとともに、膨大な通知・事務連絡により仔細に至るまで実務が縛られている。急速に変容する感染実態に即応するためには、現場における感染対策を機動的に進めることができるよう、規定のあり方の見直しが必要。

その他、主に以下のような個別の問題点が存在。

- ① 感染症法上、都道府県と保健所設置市区に同等の権限がある中で、ウイルスの特徴や感染経路、疾患の定義も定まらないまま、外来診療、感染症指定医療機関以外の入院医療機関の確保等医療体制の整備、広域的なサーベイランス体制の整備等において、両者の調整が必ずしも円滑に進まなかった。

また、報道発表についても国の方針と現場の状況との間に乖離があり、他自治体との足並みも揃わず、現場が混乱した。

- ② 国における保健所の体制強化の議論が遅れたため、自治体は創意工夫しながら保健所を維持するため様々な方策を打ち出してきたが、保健所は、国への各種報告事務等に追われ、本来果たすべき積極的疫学調査に支障が生じる地域が発生した。

- ③ 緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置では主に時短要請・休業要請等の飲食店対策が中心であったが、オミクロン株では感染の端緒となる場所が飲食店から学校・高齢者施設等に変遷しているにもかかわらず、国の基本的対処方針の時機に応じた十分な見直しが行われず、感染の実態に応じた措置を講じることができなかった。

- ④ 国民や現場が政府に求めているのは、ウイルスの構造や特性、感染の動向に係る要因を直ちに分析した上で、感染抑制を一定程度行い、命・健康を守りながら、社会経済活動を行うことができる環境を整えることであるが、感染抑制と社会経済活動の両立策に関する実質的な議論が進んでいない。

- 資料1（全国知事会提出資料）の1（1）アの枠囲みの部分におきまして、「…内閣官房や厚生労働省を中心に、膨大な通知・事務連絡による頻回の制度変更で現場を混乱する場面が発生」とありますが、このような事態は、関与法定主義との関係でも問題があるように思われました。一方で、今次のコロナ対応のように、未知の領域で迅速な対応が求められている場合、ある程度は仕方のない部分もあるかもしれません。また、結果が達成されれば、「現場の混乱」はやむを得ないという評価もあり得ます。新型コロナ対応で生じた「現場の混乱」はなにゆえに看過され得ないものなのか、この辺りのバランスをどのように考えているかについて、ご意見をお聞かせください。（大橋委員・牧原委員）

【回答】

＜全国知事会＞

新型コロナウイルス感染症は、前例がなく緊急対応が求められており、国としても現場と十分コミュニケーションを図れないケースもあることは理解するが、機動的で実効性ある感染対策には、国・地方が一体となって可能な限り速やかに対策を「立案」、「実行」し、早期に感染を封じ込めることが不可欠。

国が立案した対策を有効に機能させるには現場の混乱を可能な限り避けることが望ましい。

しかし、都道府県及び市町村では、国民生活への影響が大きい私権制限も含め、難しい調整が必要な職務であるにもかかわらず十分な時間を現場で確保できない状況下で国の事務連絡を踏まえて非常に短い準備期間により重大な判断や対応が求められてきたという事実がある。住民に直接対応する立場として説明責任を果たさなければならない中で、度重なる制度変更が生じれば、事業の準備や周知が間に合わず、関係機関や住民に混乱を生むとともに、保健所等職員の業務がひっ迫する事態にもつながる。

また、ワクチン接種や基本的感染対策の呼びかけ・普及など、我が国の感染対策は住民の理解・協力があって初めて成立するが、国と現場がワンボイスで一体になり訴えなければその実効性が大きく損なわれるものと懸念。感染から住民の命と健康を守るという最優先の目的を果たすという観点から、現場の声を重視した国の対応が極めて重要である。

- 今回の感染症対策で明らかになった点について、保健所が「医療機関につなぐかどうか」「陽性の認定」など、医療の初動部分も担っており、平井知事の発言にもあった「保健所が最初に崩れる、これをどう守るか」という点を考えれば、感染症対応における保健所業務をより本来業務に限定する医療と保健の役割分担を国が検証し整理しておくべきではと考えます。知事会としては、そうした問題意識や現場の要請はお持ちでしょうか。（土山委員）

【回答】

＜全国知事会＞

新型コロナウイルス感染症対応で保健所の業務が増大し、その重要性が再認識される中、「感染症から県民の生命・健康を守る」という本来の保健所業務の目的に照らしながら、限られたリソースに配慮しつつ、保健所が本質的に取り組むべき業務・役割、緊急時にも対応可能な保健所業務のあり方、医療と保健の役割分担について、地域ごとの実情にも配慮しつつ、検証・整理を行うべきであると考えます。

また、長期にわたる業務ひっ迫を防ぐため、保健所に求められる国への各種報告義務等の省力化・見直し等の効率化を検討する必要がある。

- 資料1（全国知事会提出資料）P.2の都道府県間の連携のあり方に関して。感染症対策において、都道府県域を超えた広域的な対応も含め、医療資源（病床等）の把握と配分について統括的あるいは主導的役割を県が果たすことを国は制度として担保する必要があるのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。（土山委員）
- （例えば、医療法の第5章において、都道府県域を超えた調整を都道府県間の協議・連携により行うことを明確にすることが考えられます。）

【回答】

<全国知事会>

ウイルスは都道府県等の行政単位とは無関係に拡大することから、各種施策を講じる際には、生活圏・経済圏の一体性に配慮した広域的な対策を機動的に「立案」、「実行」することが必要。

そのため、今後は都道府県間での協議・連携を含めて都道府県の主導的役割を法令上で明示することも、検討すべきことと考えられる。同様に、都道府県間による連携では対応できかねる場合において、国の新たな司令塔機能の役割として明確化することも重要と考えられる。

- 公的医療機関については、医療法第31条で、「協議済みの事項その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力する」とされていますが、地域における医療の確保にあたって、都道府県は、基礎自治体公立病院との協力関係について、どのように認識していますか。（土山委員）
- （基礎自治体の公立病院のお話を伺っていると、独法化したり指定管理者制度を導入しているところなど、存立目的や方向性、内部の事情により都道府県の協力要請に応えることが難しい場合もあるように伺っています。）

【回答】

<全国知事会>

地域によって規模や役割が異なる中で、基礎自治体公立病院の多くが、新型コロナウイルス感染症の発生当初から積極的に患者受け入れを実施しており、コロナ重症患者の受入を行う「高度医療機関」及び中等症Ⅱの患者の受入を行う「重点医療機関」の役割を担うなど、地域の拠点としての協力をいただいているところ。

地域における医療確保にあたり、都道府県と基礎自治体公立病院との協力関係は重要である。各医療機関のおかれている状況に応じて、都道府県の協力要請を受け入れてもらえるよう、日頃からしっかりとコミュニケーションを取りパートナーシップを構築しておくことが必要であり、新型コロナ対応でも公立病院の協力は民間病院よりも得られやすく、それぞれ基幹病院として重要な役割を果たしていると考えられる。

- 全国市長会・指定都市市長会から現行新型インフル特措法上の道府県の権限を政令指定都市などに移譲すべきという提案があります。實際上多くの感染者は道府県内の政令指定都市ないしは大都市部に集中する傾向があるのはこれまでの経験から明らかになっています。迅速性が問われる感染症などへの対応については、人口規模の大きなところではどのような対応を行うのが、より機能するとお考えでしょうか。また、「平時」と「緊急時」を分けた対応を考えると、緊急時に対応できなくなってしまうでしょうか。道府県と域内大都市自治体とのコミュニケーションを充実させながら、道府県から政令指定都市・中核市へ権限を移譲するという考え方について、ご意見をお聞かせください。（牧原委員・村木委員）

【回答】

<全国知事会>

市町村域を超えて感染が拡大する新型コロナウイルス感染症のような有事においては、社会経済活動を共にする圏域内で迅速かつ正確に感染者情報等を共有し、整合性のある感染対策や病床確保等を進めることが必要であり、広域的に対策を講じるべきと考える。

その上で、機動的な対策の実行のためには、行政単位を超えて情報共有が円滑かつ緊密に行われることも不可欠。

令和3年度の感染症法改正では、都道府県知事と保健所設置市の長との間の情報共有について一定の制度的な対応がなされたが、今後は都道府県と政令指定都市等の保健所設置市による更に円滑・迅速な情報共有、更には権限行使を、感染症が行政区画を超えて広がる性質に鑑みて、広域的に実施できる制度・システム両面の整備を進めるべき。

また、感染拡大時を想定して、平時から他団体や民間からの応援派遣体制を構築しておく等の準備を行っておくことで、緊急時に円滑な対応が可能となるものと考えている。

- 専門家会議と現場の現状認識のずれとして共有いただいた事例について。情報の目詰まりの原因は何でしょうか。日々の国に提供するデータでは兆候把握が難しい状況でしょうか。また、現場レベルでは情報共有はなされていたのでしょうか。（横田委員）

【回答】

<全国知事会>

デルタ株以前と比較してオミクロン株は世代時間も短く、感染拡大の端緒となるシーンにも急速なトレンドの変容が見られることから、マクロの全国データではなく、個々の現場でリアルタイムの変化に対応した早期封じ込めが重要であるが、全国データの集計では、どうしても最新の現場の感染状況の「機微」が捨象されるとともに、その収集・精査に時間を要せざるを得ないことから、現状認識のずれが生じているものと考えている。

現場を預かる知事レベルでは、全都道府県により構成する全国知事会のコロナ対策本

部を令和2年2月の設置以降に36回開催しており、緊密な情報共有を行ってきたところである。

- トップ会談について。ホットラインの強化は重要と考えますが、会議頻度の増加は職員の負担を増やす可能性もあります。緊急時においては致し方ない面があるものの、良好なコミュニケーションをとるために、平時においてどのような配慮や対処をお考えですか。また、トップ会談以外で、国・地方間のスピード感ある現場の情報共有促進のための改善策はありますか。現状の取組事例や課題があればご教示ください。(横田委員)

【回答】

<全国知事会>

危機管理上、国・都道府県・市町村間におけるトップ同士の円滑な意思疎通は極めて重要であり、平時より顔の見える関係を構築するためにも、国・地方に共通する重要課題に対しては「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置するなど、国と地方が実質的に協議できる仕組みづくりが必要。また、その際、オンライン会議等のデジタル技術を積極的に活用することにより、開催に係る事務負担を軽減することも重要。

加えて、国・地方間における実務レベルでの課題共有を迅速に行うため、例えば、国・地方の担当レベルで定期的に情報交換の場を設けることや、必要に応じてリエゾンを派遣すること等も対応策として考えられる。

- デジタル人材の育成・確保について、法規関係を扱う職員のように、自治体自前での育成は現状難しいのか（資格を重視するより民間企業に出向させたりしてOJTをさせながら育成していくパターンもあるように思います）、難しいとすると何が課題なのか、ご教示ください。(荒見委員)

【回答】

<全国市長会>

デジタル人材の育成については、情報担当と業務担当を行き来する人事ローテーション、OJTによる習得、独自の研修の充実に加えて研修機関の活用、外部機関への派遣など、継続的に実施していくことが必要である。そのため、各自治体において、計画的な育成に向け取り組んでいるところである。

自治体DX推進に関わる職員は、単にICTに通じているだけでは能力不足であり、自治体業務の経験と知識が不可欠である。また、課題解決力やプロジェクトマネジメント能力、現状を変える意欲や姿勢を持つ人材が必要であり、育成には中長期的な取組が必要である。

なお、デジタル人材の確保については、職員採用試験において、有資格者の加点などを

行っているが、応募がなく苦慮している都市自治体もある。

また、ガバメントクラウドに参入できるような事業者が都市部に偏ると、地方から都市部へのデジタル人材の流出・偏在も懸念され、ますます地方での人材確保が困難となるのではないかと懸念されている。

<全国町村会>

- デジタル化をめぐる我が国の動向等を鑑みると、規模の大小を問わずすべての自治体において、そのための「ひとつづくり」と現場における「デジタルへの対応」は欠かせない取組となる。

このためには、首長等のリーダーシップによるデジタル化への機運の醸成、全庁的な体制整備の構築などが課題になるが、その際、どの程度の専門レベルを自治体職員に求めるのかの視点は重要と考える。

- 例えば、議事録作成の自動化、住民対応へのチャットボット導入、様々な業務のRPA化等で業務の効率化を図ることや身近なデジタルを活用した地域活性化への取組といった比較的取り組みやすい（現時点ですぐに全て行うことは難しくとも）デジタル対応については、将来的には全ての役場職員が対応可能な状態が望ましい。この点は、国や関係機関等が実施する研修等を有効活用するなどによって、スキルアップを積み重ねることで可能であると思われる。

一方、職員数が限られ、ひとりでいくつもの業務を担当せざるを得ない小規模自治体（町村）の現状に鑑みると、より専門的な知識やスキルを要する業務に対応するため、特定の職員を長年デジタル業務に専従させたり、民間企業等に長期の研修に出すことは、現実的には難しいものとする。その場合は、地域の実情にあわせた外部人材の活用等を検討する方が現実的かつ有効であると思われる。

- 資料2（全国市長会提出資料）P.1のなかで、県の保健所と市の間で連携不足が生じているという話がありました。保健所設置市・特別区と保健所を設置していない市では課題が違ってくると思います。それぞれの市の都道府県との関係において、①感染の初期段階、②感染の拡大期、③緊急事態宣言あるいはまん延防止等重点措置の発出後、④③の解除後など、時系列別にどのような問題点があったか、連携不足の原因として何が考えられるのか（役割分担が不明確なのか、個人情報の問題なのか、組織体制なのか、他に考えられることがあるかなど）、ご教示ください。また、都道府県と市の間で連携がうまく行っている事例はあったか、あったとすると何がよかったのかご教示ください。（荒見委員・市川会長）

【回答】

<全国市長会>

時系列的な各段階における課題について、現時点で、本会では承知していない。こうし

た課題については、まず国において、十分検証し、総括することが必要である。

また、知事と市長が頻繁に情報共有や意見交換をしていることや、感染症対策における都道府県と市町村の連携協定を締結するなど、都道府県と都市自治体が風通し良くコミュニケーションを図っていた地域では、円滑に連携ができていたとのことである。

- 一連の新型コロナ対応で「現場が混乱した」ことを問題としていますが、結果が達成されれば、「現場の混乱」はやむを得ないという評価もあり得ます。とりわけ非平時では「現場の混乱」は不可避です。全国市長会提出資料にある新型コロナ対応で生じた「現場の混乱」はなにゆえに看過され得ないものなのかについて、ご教示ください。(牧原委員)

【回答】

<全国市長会>

住民に不安をもたらすことや住民が混乱することは、原則として避けるべきであり、できるだけそうならないよう、国や自治体は努める必要がある。そのため、こうした混乱が起きないように、国は司令塔として、統合的な方針を打ち出すことが重要である。

- トップ会談以外で、国・地方間のスピード感ある現場の情報共有促進のための改善策はありますか。現状の取組事例や課題があればご教示ください。他方、関係省庁ヒアリングでは、情報交換にあたり自治体職員の負担への配慮が常に課題であるとのことでしたが、良好なコミュニケーションをとるために、現状の課題、改善の知恵や要望がもしあればご教示ください。(横田委員)

【回答】

<全国市長会>

例えば、デジタル改革共創プラットフォーム等において、課題に応じて担当者同士で施策等に関して、実務ベースで意見交換が行われており、こうした面においては、一定の意義がある。

ヒアリングや調査に係る負担感については、国において、既に実質的に決定済みとなっている施策に関して、自治体に対してヒアリング等を行っていると思われる場合もあり、自治体としても徒労とを感じる面もあるのではないかと。国は、実質的な政策を決定する前に、自治体と十分なコミュニケーションを行う必要がある。

- 東京一極集中を是正し地域分散型社会を構築していくためには、地域経済の活性化と自治力の向上が必要で、第32次地方制度調査会では、自主的な取り組みとしての広域連携が示されました。広域連携の手法は、地方自治法に基づくもの・基づかないものを含めて多様なものがありますが、どのようにすれば市町村がより広域連携の仕組みを利活用できるよ

うになるでしょうか。(市川会長)

【回答】

＜全国町村会＞

- 本会も、広域連携も含め多様な連携協力の役割と必要性は十分理解し、今後の活用に期待しているところである。

第32次地方制度調査会第17回専門小委員会ヒアリング（令和元年5月31日開催）の際、本会会長から、熊本県嘉島町など近隣5町で設立した「上益城郡広域連合」が「5町共通の課題解決に向けて様々な取組を進め、効果を上げてきた」ことをご紹介申し上げたが、最近では、この構成団体で最も大きな懸案事項となっているゴミ処理施設整備について、今後、民間活力を活用して進める方針を決定するなど、先駆的な取組を進めている。

- 広域連携に取り組むためには、まず、関係する自治体の首長どうし、共通であったり補完し合えたりする「具体の課題」を共有し、「どのような方法で解決をめざすのか」「どういった協力がお互いにできるのか」「到達すべき目標をどこに置くのか」「何からはじめるのか」等についてお互いの共通理解のもとに行動していく必要があるが、その上で、「望ましい広域連携の姿」として、例えば、以下のような視点からの取組が求められるものとする。

- ①構成自治体の自主性・自律性が十分に発揮されること。
 - ②自治体の関係が「主従」ではなく「対等」な連携協力関係となること。
 - ③顔の見える関係の中で緊密な意思疎通が図られること。
- ・・・などである。

- 隣接する地域どうし、あるいは地理的に近い広域圏に限らず、多様な連携協力の今後の活発な利活用を考えると、その必要性の関係者による理解とともに、先行して取り組んできた（いる）数々の参考事例の成功や苦勞・失敗の「経験知」の蓄積とそこから得られた創意工夫の知恵の活用は重要ではないかと考える。これは、例えば、民間企業の特許と違い、地方自治の分野では、いいものは真似し合えることを最大限に活かすことをもっとみんなで意識していくことが学びの実践につながり、全国的な横展開の更なる活発化につながっていくように思うところである。

この際、自治体内のみならず外部も含めた「ひとのつながり」は極めて重要なカギを握るものである。そして、当事者である首長自らのリーダーシップはもちろんであるが、行政職員の意識の共有や住民の気運の醸成等も重要になるものとする。そのうえで、「経験知」や経験者・専門家等の「人財」の見える化（データベース化）とともに、特に連携協力の呼び水となる国等からの人的・財政的・技術的支援があることで、さらに活発な取組が期待できるのではないかと考える。この点において、これからの国の役割にも期待をしたい。

○ 加えて今後は、行政や地域におけるデジタル化推進とデジタル技術の活用は、連携協力の新たな強力な「手段」として期待しており、とりわけ、離島や中山間の条件不利地域等を多く抱える私たち町村にとって、近隣連携のみならず、同じ志を持った遠隔地どうしの多様な連携協力を可能にし、様々な地域課題解決の選択肢を広げるものとして大いに期待するところである。

最後に、小規模自治体（町村）は小さいがゆえにハンディキャップも多く抱えるが、職員・住民一人ひとりの顔が見えることや何事にも小回りが利くことをプラスの個性として前向きに取り組むことをこれからも大事にしながら、これに「デジタル」が加わることで、他地域との連携協力も含め今後の可能性が大いに広がるのではないかと期待するものである。

全国都道府県議会議長会・全国市議会議長会・全国町村議会議長会

- 国と地方の協議の場は、六団体代表と大臣による協議ですが、新型コロナ対応という非平時においては機能しないのではないかという疑問について、どのように考えますか。とりわけ非平時においては、六団体ではなく緊急事態の発生した地域の代表と国との協議を設置することが必要に思えますが、そうした構想について、お考えがあればお聞かせください。(牧原委員)

(熊本地震の際、国の現地対策本部において各府省の局長・審議官級の幹部職員 9 人が派遣され(「K9」と呼ばれた)、K9と熊本県の幹部が毎日定例的に会議を開いていた、「K9会議」がその例になると思われます)

【回答】

<全国市議会議長会>

国と地方の協議の場について、平時と異なり、非平時では構成メンバーや進め方に多様性を持たせることは合理的であり、ケース・バイ・ケースで最も適切な方式で実施すべきであると考えます。

<全国町村議会議長会>

国と地方の協議の場は、平時・非平時を問わず有用であると考えますが、非平時においては、構成やメンバーを事案に応じて柔軟に対応することも十分に考えられます。

- これまで、地方議員の報酬も含めた地位向上等について、条例の制定等により対応されてきた地方議会があれば、その数や主な取組内容等について、ご教示ください。(市川会長)

【回答】

<全国都道府県議会議長会>

平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行により機関委任事務が廃止され、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大し、地方議会の果たす役割と責任も大きくなりました。

こうした中、議員が住民の負託に応え、議会改革に積極的に取り組むとともに、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等を図るため、「議会基本条例」を制定する議会が増え、都道府県では平成 18 年 12 月の三重県議会を皮切りに、平成 20 年代に多く制定され、現在では 32 議会において制定されております。

議会基本条例では、議会における会議の積極的な公開のほか、住民との意見交換の実施や参考人からの意見聴取を積極的に行うことにより議会審議の充実・活性化を図ることとしている内容が多く見られるのが特徴です。

なお、議員報酬については、5 議会において、「議員の責務及び役割に見合うものとな

るよう定める」と規定されております。

<全国市議会議長会>

議会基本条例は、地方議会自らが議会の活性化、議会改革の取組を積極的に行う観点から、新たな議会のあり方や運営のルールなどを条例の形で住民に示し、議会及び議員の活動の指針とするものであります。議会・議員の活動に対する住民の理解を深めることにより、議会・議員の地位向上につながるものと理解しています。本会の調査によれば、令和2年12月31日現在で、全国815市議会のうち544団体（66.7%）で議会基本条例を制定しています。

また、議員のなり手不足の解消に向けて、定数の削減と併せて議員報酬の増額を検討している市議会もあります。

<全国町村議会議長会>

地方分権改革の進展により、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。

こうした中で、町村議会においては、議員のなり手不足が深刻な状況にあり、その一つの要因が低額な議員報酬にあると考えられます。

町村議会の議員報酬については、平成30年4月1日～令和3年4月1日の間に74町村が議員報酬を増額しており、その見直しの検討過程において、議会報告会の開催や住民アンケートの実施など、町村議会の実情に応じて住民の声を把握する取組が行われています。

また、議会の活動理念とともに、審議の活性化や住民参加等を規定した議会基本条例については、平成18年に全国で初めて北海道栗山町が制定し、令和3年7月1日現在では357町村において制定されています。この条例に基づき、議決事件の追加や住民との意見交換会の実施等の議会改革に取り組んでいる町村議会もあります。

- 女性議員等に対するハラスメントについては、研修を実施するなど防止に取り組まれていると理解していますが、ハラスメントが起きてしまった場合の対応策として、ハラスメントに対する相談窓口の設置について、議長会として相談窓口を設ける方法も含め、どのように考えているか、ご教示ください。このほか、ハラスメントが、立候補や議員としての活動において課題となっていることへの対応として検討していることがあれば、ご教示ください。（大山副会長・大橋委員・土山委員）

【回答】

＜全国都道府県議会議長会＞

- 令和3年1月27日、国会に先駆け、標準都道府県議会会議規則に、議会への欠席の例示として「育児、介護」を、出産の欠席期間として「産前6週産後8週」を明記いたしました。

これを受け、都道府県では、「育児」は43議会、「介護」は45議会、「産前6週産後8週」は41議会で会議規則に明示が行われております（令和4年4月13日現在）。

（注）以上のほか、「育児、介護」については、会派協議会で適用を確認しているところが1議会あります。また、「産前6週産後8週」については、会派協議会で適用を確認しているところが1議会、議会運営委員会で適用することを申し合わせているところが1議会あります。

- 令和4年1月6日、内閣府男女共同参画局に「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会」が設置され、その構成員として三議長会も参画いたしました。

この教材は、同年4月に動画とパンフレットにより取りまとめられ、各議会議長あて情報提供されています。今後、各議会における研修等で活用される見込みです。

(https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya_harassment.html)

- 令和3年6月16日、「政治分野における男女共同参画推進法」の改正法が公布・施行され、都道府県議会においてもハラスメント防止のための研修や相談体制の整備について取組がはじまっており、現在、都道府県議会議長会として、その取組状況を調査しております。

ハラスメント防止のための研修や相談体制については、この改正法の第9条において、「国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。」と規定されております。

ハラスメント相談体制については、現在、調査している各都道府県からの回答状況や、

- ・地方公共団体については、地方公務員法第8条第1項第11号又は同条第2項第3号に基づく職員のハラスメント相談窓口等が設置されている中で、この改正法に基づき、どのような体制を整備することが効果的か
- ・都道府県内の市町村ごとに窓口を設置することが効果的か
- ・ハラスメントは議員から議員のほか、有権者から議員に対するものなども想定される中、どのような体制を整備することが効果的か

といったことも踏まえつつ、いかなる対応をすべきか、引き続き検討してまいります。

地方公務員法

第八条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

十一 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。

2 公平委員会は、次に掲げる事務を処理する。

三 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。

<全国市議会議長会>

地方議会におけるハラスメント対策については、例えば、市議会ハラスメント根絶条例や議員も対象とした市職員のハラスメント防止条例、ハラスメント行為の禁止も含めた市議会議員政治倫理要綱を制定するなど、独自に取り組んでいる市議会もあります。本会としては、このような先行事例も参考にしながら、実際にハラスメント事案が生じた場合の対応も含め、各市議会と連携してこの課題に取り組んでまいります。

また、本年は、内閣府男女共同参画局が最近公表したハラスメント防止研修教材も活用して、新しい研修プログラムを作成して各市議会にオンライン配信する予定であります。

<全国町村議会議長会>

令和3年6月16日、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が改正され、ハラスメント防止のための研修や相談体制については、同法第9条において、「国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。」と規定されています。

ハラスメント相談窓口の設置については、各地方公共団体の取組状況等を踏まえつつ、いかなる対応をすべきか、引き続き検討してまいります。

また、ハラスメント対策については、昨年引き続き、当会で本年5月30日に開催予定の全国の町村議会の議長・副議長を対象とした研修会のテーマとして取り上げ、その録画について当会HPを通じて町村議会に配信することとしています。加えて、本年4月に内閣府が作成した研修動画等の周知徹底に努めてまいります。

- 女性、障がいのある方、若い世代など、議員の多様性が高いまたは多様化が進んでいる地方議会を選び出して、その特徴や取組を分析し、他の地方議会に共有するような取組は行っていますか。行っておられる場合、その知見からどのような特徴等が見られますか、また、その知見に基づく具体的な提言があれば、ご教示ください。

あるいは、自治体を越えて、あるいは都道府県・市・町村を横断して、女性、障がいのあ

る方、若い世代の議員が横断的に集まり、議会の多様性や政治参画について検討してその成果を公表し、3議長会や国に提言するという取組はありますか。(宍戸委員)

【回答】

＜全国都道府県議会議長会＞

- 女性議員が多い、また議員の平均年齢が低い都道府県は、大都市部に多く見られますが、地域の実情や、政党、選挙区（小選挙区が多いか、中・大選挙区が多いか）の状況などが複合的に関係していると考えております。

このように、地域の実情等により、女性議員の割合や平均年齢も異なっており、さらに多様な人材の参画をいかに図っていくかについて各議会において検討を進めていくことが必要だと考えております。

	女性議員の割合 (%)		平均年齢 (○歳○ヶ月)
東京都	32.3	大阪府	52.5
京都府	21.7	東京都	54.0
神奈川県	18.3	神奈川県	54.1
平均	11.6	平均	58.4

(注) 各項目の上位3都道府県について表記
 出典：女性議員の割合（内閣府調＜令和3年8月1日現在＞）
 平均年齢（全国都道府県議会議長会調＜令和3年7月1日現在＞）

- 議員の障がいの有無については把握することができませんが、平成30年7月、障がいを持つ議員や立候補予定者等で構成される「障害者の自立と政治参加をすすめるネットワーク」の方々が来局し、障がいを持つ人が議員に当選した場合、議会において、障がいやその程度等によりどのように対応すべきかを示した「障害者議員に対する合理的配慮のモデル案」を御提案いただきました。このモデル案については、都道府県議会事務局職員の研修会の機会を捉え、情報提供を行っております。

- 三議長会では、令和3年11月24日、「多様な議員で構成された活力ある地方議会を目指す全国大会」を開催しました。

(<http://www.gichokai.gr.jp/topics/2021/211124/index.html>)

この大会のパネルディスカッションでは、会社員から転職した男性議員や、結婚後に移住した地域で議員となった女性副議長、子育てとの両立に取り組んでいる女性議員がパネラーとなり、議員を目指した経緯や、多様な住民が地方議会議員に立候補したいと思ってもらうためには、どのような環境整備が必要と考えるかについて議論しました。

三議長会では、引き続きこうした取組を行ってまいります。

- 都道府県議会議長会では、令和3年1月から、有識者の協力を得ながら、地方議会の

デジタル化について検討を行ってきており、同年6月25日には、議会のデジタル化を進めるための基本的な考え方について、令和4年4月22日には、オンラインによる委員会の開会意義や開会に当たって留意すべき事項について報告書を取りまとめました。

(<http://www.gichokai.gr.jp/kenkyu/index.html>)

オンライン委員会については、コロナ禍や災害時のみならず、育児、介護などの個別理由により委員会審査に出席したくてもできない議員が委員会に出席できるようになるものです。

オンライン委員会を開会できるよう必要な環境を整備するとともに、あらかじめ実際の運営に関する課題を解消しておくことが多様な人材の議会への参画を後押しするものと考えております。

- ほとんどの都道府県議会におけるホームページは、スマートフォン専用サイトを設け、若者等が議会の活動にアクセスしやすいようにしております。
- 当日の発言では、若者と県議会議員が意見交換を行った秋田県議会の事例を御紹介しましたが、多くの都道府県議会で女性や学生をはじめとした多様な住民との意見交換を進めています。

<全国市議会議長会>

令和3年11月に三議長会が共催した、「多様な議員で構成された活力ある地方議会を目指す全国大会」の中で、議長を経験した女性議員や会社員から転職した議員の参加によるシンポジウムを開催したところ、多様な住民が地方議員に立候補しやすくするためには、労働法制の見直し、議員報酬等の処遇改善、オンライン議会の導入、議会内の開かれた雰囲気づくりなどの具体的な提言が示されたところであります。

また、女性、障害のある方、若い世代の議員が横断的に集まり、議会の多様性等を促進するための検討成果の公表や関係機関への提言を行うという取組については、「出産議員ネットワーク」、「子育て議員連盟」、「障害者の自立と政治参加をすすめるネットワーク」の各活動が該当するものと考えます。

<全国町村議会議長会>

- 議員在任中に出産経験のある地方議会議員等によって構成される「出産議員ネットワーク」及び子育て世代の政治参加促進を目的に設立された「子育て議員連盟」から、標準町村議会会議規則における出産に伴う議会の欠席期間や子の看護休暇の整備等について要請を受けました。本件に関連しては、令和3年2月9日、当会の標準町村議会会議規則を改正しており、令和3年7月1日現在、育児と介護の欠席事由については618町村、看護の欠席事由については612町村、出産の欠席期間については624町村において会議規則に規定しています。
- 平成30年7月12日、障がいを持つ議員や議員立候補予定者等で構成される「障害者

の自立と政治参加をすすめるネットワーク」から、障がい当事者議員が日常の議員活動を遂行しにくい状況を改善すべく、障がい当事者議員に対する合理的配慮の必要性について、提案をいただいております。本件に関連しては、議会施設のバリアフリー化に対する財政措置の充実強化を国に対して要望しています。

- 当会、全国都道府県議会議長会及び全国市議会議長会の三議長会において、令和3年11月24日、「多様な議員で構成された活力ある地方議会を目指す全国大会」を開催しました。

この大会のパネルディスカッションでは、会社員から転職した男性議員や、結婚後に移住した地域で議員となった女性副議長、子育てとの両立に取り組んでいる女性議員がパネラーとなり、議員を目指した経緯や、多様な住民が地方議会議員に立候補したいと思ってもらうためには、どのような環境整備が必要と考えるかについて議論しました。この議論において、多様な層の住民が地方議会議員に立候補しやすくするためには、議員報酬や労働法制の見直しが必要等の発言がありました。

三議長会では、引き続きこうした取組を行っていくとともに、当会の国に対する要望に反映してまいります。

- 当会において町村議会の活動力の向上に資する事例集を作成中であり、この事例集において女性や若い世代の議会への参画についての事例も取り上げ、町村議会や議員に配付することとしています。

- 3議長会や議会が「なり手不足に悩む当事者」としてできることは多くあると思います。セミナーなどによる人材の発掘、動機づけ、ノウハウの提供などが可能であり、自治体議会でもモニター制度やインターンシップ制度を利用した人材の発掘や議会・議員職のやりがい伝える試みがあります。なり手不足解消に向け、制度や環境の問題だけでなく、「有益な人材をリクルートする試み」を、当事者としての議会やその連合である3議長会が積極的に推進していくことを期待しますが、現状の取組や今後の見通しがあれば、ご教示ください。(土山委員)

【回答】

<全国市議会議長会>

議員のなり手不足の解消に向けて、議会や行政に関心を持ってもらうため、若年層を対象とした政治塾を開催した市議会もあります。本会としては、このような先行事例も参考にしながら、同様の問題意識を有する市議会と連携してこの課題に取り組んでまいります。

<全国町村議会議長会>

町村議会における有益な人材をリクルートする試みとしては、

- ・住民が議会の政策サポーターとして政策的議論に参加して議会活動に関心を持つことで議員に立候補・当選した議会
- ・議会議員選挙で定数割れとなったことを踏まえて、スーパーマーケットの一角等で住民が気軽に議員と懇談できるカフェコーナーの設置や、議会の活性化に関する展示会の開催を複数回に渡って行うこと等により、次の議会議員選挙で定数 11 人に対して立候補 14 人となり選挙となった議会
- ・女性の積極的な政治参加を図る観点から、地域の女性団体との懇談会や模擬議会を開催するなど、議会への関心を高める活動を進め、女性 2 人が立候補・当選した議会があり、こうした取組を当会ホームページや研修会を通じて町村議会に横展開を図っています。

○ 議会の位置づけを地方自治法に（議決機関であるという現行規定以上に）定めることが、議員の多様化に繋がると考える理由を補充してください。（太田委員）

（住民の理解がより得られやすくなって、議員に立候補しようと思う人が増えるという経路か）

※当日の回答に追加で回答すべきものと考えていれば、お答えください。

【回答】

＜全国都道府県議会議長会＞

地方議会が議決を通じて地方公共団体の意思決定を行うことを明文化することにより、女性や若者などが少ない議員の構成を住民の構成に近づけていくことの重要性が明確になると考えており、議会に女性や若者など多様な人材が参画する契機になるものと考えています。

例えば、地方議会は、予算を定めること（地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号）により、地方公共団体の住民への幅広いサービスの根拠となる当該地方公共団体の予算について意思決定をしておりますことから、女性や若者などを含めた多様な人で議会が構成されることが重要だと考えています。

＜全国市議会議長会＞

多様な人材で構成された地方議会を創出するため、制度面を含め地方議会を取り巻く課題を一つひとつ丁寧に解決していく必要があります。地方議会に対する住民の理解と関心を高め、議員になりたいという意識を醸成していくためには、原点に立ち返って、「地方議会は何のためにあるのか」、「地方議員は何をすべきなのか」という基本認識を共有することが出発点になります。従って、地方議会は地方公共団体の意思を決定するという位置付け及び地方議会議員の職務について、地方自治の基本法である地方自治法に明確に規定することは大きな意味があると考えます。

<全国町村議会議長会>

地方議会、とりわけ町村議会では、議員の多様性の確保となり手不足が大きな課題です。女性、若者、会社員など多様な人材が地方議会に参画してもらうためには、住民の議会に対する理解が欠かせません。地方議会が予算や条例の議決を通じて地方公共団体の意思決定をしているということを法律に明記することは、住民の議会に対する理解を深めることにつながり、議会の多様性の確保と議員のなり手不足解消に資するものと考えます。

- 議会が地方公共団体の意思決定機関であるという理解が適切であると考え理由を補充してください。(太田委員)

(二代表制の下での首長の存在、法律により議会の条例に基づかない事務が多く存在し、そのそれぞれについて地方公共団体が決定を行って行動していることを考えると、予算の議決権を持っていることを考えても、議会が地方公共団体の意思決定機関であるという理解は不適切でないか。)

※当日の回答に追加で回答すべきものと考えていけば、お答えください。

【回答】

<全国都道府県議会議長会>

首長も一定の範囲で地方公共団体の意思決定を行っておりますが、議会は条例や予算など地方公共団体の重要な事項についての議決を通じて地方公共団体の意思決定を行っておりますので、そのことを分かりやすく明文化していただきたいと考えております。その趣旨から、専門小委員会のヒアリングにおきましても「地方議会は、地方公共団体の意思決定を行うこと」について明文化をお願いしたところです。

なお、当日の発言、説明資料では「地方議会は、地方公共団体の意思決定を行うこと」とし、「意思決定機関」とは申し上げておりませんので、よろしく申し上げます。

<全国市議会議長会>

地方議会は、地方公共団体の議事機関（憲法93）と位置付けられており、条例の制定・改廃、予算の成立、決算の認定などの重要事項を議決する（地方自治法第96条）ことを主要な任務としていることから、制度上、当該団体の意思を決定すると理解しています。

なお、このことは当該団体の意思を全て地方議会が決定するということまで意味するものではなく、長をはじめ各執行機関がその権限の範囲で意思決定を行うことと矛盾するものではないと考えます。

<全国町村議会議長会>

地方議会は、予算や条例の議決を通じて地方公共団体の意思決定を行っています。一方、首長も一定の範囲で地方公共団体の意思決定を行っています。議会が意思決定を行っていることについて法律に明らかにしてほしいということが、当会の願いです。

- 議員が多様でない、あるいは無投票当選により議員になると、従来からの現職議員も、自分自身の問題として困ると思った経験があればご教示ください。(太田委員)

※当日の回答に追加で回答すべきものと考えていれば、お答えください。

【回答】

<全国市議会議長会>

統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者の割合は、4分の1前後にまで拡大している都道府県議会や町村議会における議員選挙に比べると、市議会の議員選挙では数パーセント（直近では3%程度）にとどまっています。

しかしながら、議員のなり手不足の解消に向けて、議会や行政に関心を持ってもらうため、若年層を対象とした政治塾を開催した市議会もあることから、現職の市議会議員においても、将来を見通してなり手不足問題に対する危機意識は高まってきていると理解しています。

<全国町村議会議長会>

議員が多様でない、あるいは無投票当選の場合、地域の声を十分に反映することができないのではないかと感じる場合があります。また、無投票当選の場合には、名前を書いてもらっていないということで、議員としての責任を十分に自覚できないのではないかと感じることもあります。

- 出席要件の緩和による本会議でのオンライン開催も可能にするといった解釈変更は、重要な改革目標ではありますが、現在の地方議会・議員の状況では、まだその条件が整っていないのではないのでしょうか。まだ過半数に届いていないオンライン議会のさらなる普及のために何か措置を執る予定はあるか、ご教示ください。(牧原委員)

【回答】

<全国都道府県議会議長会>

都道府県議会議長会では、令和3年1月から、有識者の協力を得ながら、地方議会のデジタル化について検討を行ってきており、同年6月25日には、議会のデジタル化を進めるための基本的な考え方について、令和4年4月22日には、オンラインによる委員会の開会意義や開会に当たって留意すべき事項について報告書を取りまとめました。

(<http://www.gichokai.gr.jp/kenkyu/index.html>)

オンラインによる議会のうち、本会議への出席については、総務省の通知において「現に議場にいることと解されている」一方、委員会については、

○コロナ禍や災害時などにおいても、審議を実質的に深める場である委員会を開会できるようにする

○コロナ禍における濃厚接触や、育児、介護などの個別理由により委員会審査に出席したくてもできない議員が委員会に出席できるようにする

ため、各議会が環境整備を進めております。

オンラインによる委員会は、16都府県で環境を整備（令和4年4月13日現在）していますが、このたび取りまとめたオンライン委員会に関する報告書を参考に環境整備を行う議会は増えていくものと考えております。

さらに、都道府県議会議長会では、令和4年度から、地方公共団体の情報部局に長い勤務経験がある有識者とアドバイザー契約を締結し、各議会からの依頼に応じ、オンライン議会をはじめとした議会のデジタル化に関し、研修や相談をきめ細かくできる体制を整備いたしました。

こうしたことを通じ、各議会のオンライン議会を支援してまいりたいと考えております。

加えて、今後は、有識者の協力を得ながら、デジタル化が進む中、議会がどのように住民の声を把握するか、また、議会がどのように住民へ分かりやすく興味、関心を持てるよう情報発信を行ったらいかなどについて、検討してまいります。

<全国市議会議長会>

本会が全国815市を対象に実施している調査結果によれば、令和2年末現在で全議員を対象としてタブレット端末を導入した市は303市（37.2%）、また、令和2年中に委員会をはじめ会議や行政視察等の議会活動をオンラインで開催した市は137市（16.8%）となっており、デジタル化の急速な進展の中で、このような取組は着実に広がっていくものと考えています。

本会では、本年2月に、オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例・会議規則の改正案や留意事項を作成し、各市議会に情報提供しました。

また、毎年、約2,000人（全市議会議員約19千人の約1割強）が参加する研究フォーラムを開催していますが、今年は「デジタルが開く地方議会の未来」（仮）と題して開催する予定であり、市議会のデジタル化の取組を積極的に後押ししていくこととしています。

このような中、オンライン委員会をはじめ議会活動のデジタル化に先行して取り組み、実績を積んでいる地方議会が希望すれば、本会議のオンライン開催も容認すべきであると考えます。

- 資料5（全国町村議会議長会提出資料）P.8、議員報酬の原価方式について、①、②、③の合計日数を分子としています。しかし、とくに③の日常の議員活動について議員の自己申告を認めるならば、分母の首長の職務遂行日数と限りなく近くなり、首長並みの報酬を受けられる議員が多数に上る可能性があります。この点も含め、議員報酬・政務活動費の増額分の財源について、どのように考えていますか、ご教示ください。（伊藤委員）

（住民（納税者）に対する議会のアカウントビリティ（説明責任、財政責任）という観点からは、議員報酬等の増額分を交付税措置等、すなわち実質的に他自治体の住民の負担に委ねることは妥当ではなく、当該町村が自ら財政的に負担することを住民に対して説明し、理解を得ることが本筋であると考えられますが、如何でしょうか。）

【回答】

<全国町村議会議長会>

日常の議員活動は、個々の議員の活動量調査を基礎としていますが、政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動を除くとともに、積算は時間単位としています。

また、その内容も議会として住民に明確に説明できるもののみを対象としていることや、町村議会議員は他の職業との兼業の割合が約8割であることを踏まえると、議員の活動日数は自ずから抑制された数値となることが想定されます。

なお、議会改革を進め、その活動量と内容を住民に示して理解を得ることが、結果として議員報酬の見直しにつながると考えます。その財源についても、こうした取組の中で決められていくものと考えます。

- 議員の請負禁止の緩和について、議員の地位を利用した取引や住民からの信頼を損ねるような事態を避けるために、どのような対応が必要でしょうか。（宍戸委員）
（既存の仕組みや住民による選挙の審判、倫理条例等で十分とお考えでしょうか。他の透明性や説明責任を向上させる取組や仕組みがセットで必要でしょうか。）

【回答】

<全国町村議会議長会>

現行も、議員が取締役を兼ねる法人については、一定の限度で地方公共団体との取引が認められています。個人請負について兼業の緩和が認められた場合、個々の具体的な判断が必要となったときは、法人の取引と同様、地方自治法の規定により議会において決定されることとなります。ここで契約金額、契約の形態等を十分確認した上で慎重に審議されるものと考えます。

議員からの不当な働きかけがあってはならないことは現行制度でも同様ですが、政治倫理条例を制定するなどして議員の不正疑惑行為を禁止している地方公共団体もありま

す。個人請負について兼業の緩和が認められた場合は、不当な働きかけなどが行われな
いよう、適切な制度の運用について関係者と意識を共有してまいります。

- 女性、若者、会社員など、議員のなり手を幅広く募る方針の一方、南雲議長からお話
いただきました、山間部、農村など、「とはいえ、現実的にはかなりハードルが高く、理想の
形には距離がある」という個別事情がさらにありましたら、ご教示ください。(田中委員)

【回答】

<全国町村議会議長会>

当日の会議でお答えしたとおりであり、こうしたハードルを少しでも下げる努力をし
ていくことが重要と考えます。